

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会  
第10回会合 議事録

1. 日 時：平成25年4月15日(月) 14:00－15:30
2. 場 所：総務省10階 共用会議室2
3. 出席者：(委員)  
東海主査、相田主査代理、石井委員、井手委員、北委員、長田委員  
(NTT東西)  
東日本電信電話株式会社 大平相互接続推進部長  
北村経営企画部営業企画部門長  
西日本電信電話株式会社 矢野相互接続推進部長  
池富経営企画部営業企画部門担当部長  
(総務省)  
安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、二宮料金サービス課長、  
齋藤データ通信課長、杉野電気通信技術システム課長、森下番号企画室長、  
吉田事業政策課調査官、海野料金サービス課企画官、  
富岡事業政策課課長補佐、石谷事業政策課課長補佐、  
内藤料金サービス課課長補佐、清水番号企画室課長補佐
4. 議 題：(1)「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申を受けた電話網  
からIP網への円滑な移行に関する取組状況  
(2)その他

○東海主査 それでは、定刻より少々早いですけれども、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第10回会合を開催させていただきます。委員の皆様、そして、事業者の皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

審議に先立ちまして、恐縮でございますが、総務省の人事異動についてお知らせ願いたいと思います。

○石谷課長補佐 事務局の石谷でございます。前回の会合以後、弊省での人事異動に伴い、着任しました者を紹介いたします。まず、事業政策課調査官に吉田が着任しております。

○吉田調査官 事業政策課の吉田でございます。着任と申しまして、昨年の8月でございます。前回のこの委員会、8月6日に開催されまして、その後に事業政策課に着任しております。改めましてよろしくお願いいたします。

○石谷課長補佐 続きまして、料金サービス課企画官に海野が着任しております。

○海野企画官 海野でございます。同様に昨年8月に着任しております。よろしくお願いいたします。

○石谷課長補佐 以上でございます。

○東海主査 ありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただきます。本日の会合では、昨年8月の第9回会合に引き続きまして、平成23年12月20日の情報通信審議会答申を踏まえ、答申以後における電話網からIP網への円滑な移行に関する取組の状況について、調査審議を行いたいと思っております。本日は、事務局からの説明に加えまして、移行の当事者でいらっしゃるNTT東西さんにもご出席をいただきまして、その取組の状況についてご説明をいただくことといたしておりますので、事務局とNTT東西さんからご説明をいただいた後、委員の自由討議とさせていただきますことにしたいと思っております。

それでは、まず、事務局から、NTT東西さんのご出席者についてご紹介をお願いいたします。

○石谷課長補佐 それでは、まず、本日のご出席者についてご紹介させていただきます。

本日は、東日本電信電話株式会社より、相互接続推進部長大平弘様。

○東日本電信電話株式会社(大平部長) よろしく願いいたします。

○石谷課長補佐 経営企画部営業企画部門長北村亮太様。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) よろしく願いいたします。

○石谷課長補佐 また、西日本電信電話株式会社より、相互接続推進部長矢野健剛様。

○西日本電信電話株式会社(矢野部長) よろしく願いいたします。

○石谷課長補佐 経営企画部営業企画部門担当部長池富保様。

○西日本電信電話株式会社(池富担当部長) よろしく願いいたします。

○石谷課長補佐 にお越しいただいております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、事務局より、取組状況の説明に入らせていただいて、よろしいでしょうか。

○東海主査 どうぞ。

○石谷課長補佐 それでは、事務局から配付いたしました資料についてご説明させていただきます。配付資料といたしまして、議事次第に続きまして、右肩に資料 10-1と書いてございます『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』答申を受けた電話網からIP網への円滑な移行に関する取組状況』がございます。その後、資料 10-2といたしまして、NTT東西様の説明資料、「電話網からIP網への円滑な移行に関する取組状況について」を配付させていただいております。過不足等ございましたら、今、ご連絡いただけますと幸いです。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、まず、事務局より、資料 10-1に沿ってご説明をさせていただき、続きまして、NTT東西様に資料 10-2のご説明をお願いするという形をとらせていただければと思っております。

それでは、早速ですが、資料 10-1でございます。本日は、主査のお話にございましたとおり、昨年8月の第9回会合に引き続きまして、答申以後の取組状況についてご説明させていただきたいと思っております。答申から1年以上、前回の委員会から半年以上経過していることもございますので、まずは、答申の内容につきまして、改めて簡単にご説明させていただければと思っております。

それでは、資料 10-1の1ページ目をお開きください。

こちら、答申第1編「電話網からIP網への円滑な移行の在り方」の概要とございますけれども、ここでは、一昨年 12 月にいただきました答申のうち本委員会に関する部分の概要について記載させていただいております。NTT東西は、PSTNすなわち電話網、からIP網すなわちNGNへの計画的な移行について、2020 年ごろから移行を開始し、2025 年までに完了する旨の方針を示した概括的展望というものを 2010 年の 11 月に公表しているところでございます。本委員会におきましては、これを受けて、NTT東西のPSTNが有する基本サービスの提供、競争基盤の提供、ハブ機能の提供といった基幹的な機能に関し、今後、NGNへと移行を進めていくに際して必要となる対策等につきまして、整理、提言をいただいたというところでございます。

答申につきましては、資料のとおり、大きく4つの項目について審議いただき、答申にまとめいただいたところでございます。

まず、1番目の総論でございますけれども、NTT東西の移行計画の妥当性について検証等を行っていただいております。総論におきましては、1つ目に書いてございますとおり、NTT東西の電話網からIP網への移行を早期かつ円滑に実現するためには、関係者が必

要な対策、例えば利用者への周知や競争ルールの策定等を前倒しで行っていくことが望ましいとされているところでございます。また、2つ目でございますけれども、NTT東西の移行計画である概括的展望については一定の妥当性が認められるが、各サービスの廃止時期等の詳細が明らかになっていない等、関係者が実際に移行する上で十分な計画とはなっておらず、NTT東西は、現在の計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていくことが適当とされたところでございました。

次の2番目の利用者対応でございますけれども、利用者対応におきましては、現在、PSTNを通じて提供されているサービスの利用者にとって、移行に当たって必要となる情報や低廉な代替サービス等が提供されることが重要であることを踏まえまして、円滑な移行に向けて、NTT東西は、移行後も維持されるサービスや代替サービスが利用者にとって低廉でよいものであるように努めた上で、個別サービスの廃止時期等、利用者が移行を行う上で必要と考えられる情報を速やかに提供していくこと等が求められるとされているところでございます。

次の3番目の事業者対応でございますけれども、PSTNからIP網への移行は、電気通信市場全体の競争環境にも大きな影響を与えることとなることから、現在、NTT東西のPSTNに接続して事業を営む事業者が、IP網においても公正な競争環境のもと、多様・低廉なサービスを提供すべく必要な対策を講じられるようにすることが重要ということで、PSTNにおいて確保されていた競争環境の維持や、NGNにおける競争環境の整備等を行うための必要な措置をとることが適当とされているところでございます。具体的には、事業者対応の2つ目でございますとおり、IP網への移行に対応したコロケーションルールの見直し、メタル回線コストの在り方、緊急通報を含むハブ機能の在り方、コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱いといった幾つかの課題について整理がなされているところでございます。

そして、4番目のフォローアップでございますけれども、IP網への移行を円滑化する観点からは、適時適切に検討を行っていくことが重要であるため、2012年以降も電話網移行円滑化委員会を存置した上で、委員会として一定のデータを整理し、関係者から状況を聴取することが適当とされたところでございまして、これを踏まえて、昨年8月の第9回、そして、今回の委員会を開催させていただいているというところでございます。

答申の概要につきましては以上のとおりでございますが、総務省としましては、この答申を受けまして、NTT東西が講ずるべき措置につきまして、現在の計画に関する継続的な

検証、利用者に対する具体的な移行対策の策定状況、NGNのオープン化、IP網への移行に対応したハブ機能の実現や番号ポータビリティの実現に向けた事業者間協議の場も活用した検討状況等につきまして、半年ごとに総務省に報告することを求めたところでございます。

次ページ以降では、こうしたNTT東西から総務省への報告の内容も踏まえまして、総論、利用者対応、事業者対応といった答申の柱の順番に沿いまして、それぞれ取組状況を説明させていただければと思っております。

それでは、次のページにおめくりいただければと思います。

2ページ目では、総論と利用者対応に関する取組状況について記載させていただいているところでございます。まず、1つ目の総論でございますけれども、総論では、先ほど申しましたように、NTT東西のマイグレーションの計画である概括的展望、関係者との協議の実施状況について検証するということとなっております。

1つ目の四角のNTT東西の「概括的展望」でございますけれども、NTT東西から、先ほど申しました要請を受けた検討状況について昨年12月に報告を受けているところでございますけれども、現時点において、計画を見直すような大きな技術動向や市場環境の変化はないため、公表した計画どおり進めていく考えであるということです。今までの内容に変更はないという報告を引き続き受けているところでございます。

続きまして、2つ目の四角の関係者による合意形成でございますけれども、こちらにつきましては、2011年6月から開催されている「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」の中で、引き続き、関係事業者との協議が実施されているということでございます。これは、現在までに計12回開催されているところでございまして、この関係事業者との協議の内容や進め方につきましては、本日は、NTT東西からの説明の場を設けさせていただいておりますので、詳細につきましてはNTT東西から説明をお願いしたいと考えております。

総論については以上でございます。

続きまして、「利用者対応」に関する取組状況という大きな四角がございます。利用者対応に関しましても、総務省からNTT東西に対して要請を行っておりまして、具体的には、実施時期、実施主体、手法等を含む利用者に対する具体的な移行対策の策定について速やかに検討を行い、昨年12月末までに移行対策の内容について総務省に報告することを求めておりました。今回は、その報告の内容について説明させていただきたいと思いま

す。

円滑な移行に向けた取組でございますけれども、NTT東西は、移行後、維持・廃止されるサービスについて、PSTNマイグレーションに先立って順次提供終了見込みのサービス、PSTNマイグレーションと合わせて提供終了見込みのサービス、そして、提供を継続するサービス、この3つに分類しているところでございますけれども、報告では、このうちPSTNマイグレーションに先立って順次提供終了見込みのサービスにつきまして、1つ目の点に書いてありますとおり、既に利用者への周知、代替サービスの提案を順次進めているところであり、2015年度までを目処にサービスを終了する計画を立てて、移行対策を進めているということでございます。この具体的な移行対策につきましても、後ほどNTT東西から説明を行っていただければと思っております。

また、提供を継続するサービス、そして、PSTNマイグレーションと合わせて提供終了見込みのサービス、これらにつきましては、2つ目の点にありますとおり、利用者の利用実態をヒアリングしながら、移行に係る課題を抽出し、具体的な移行対策を策定中といった状況でございます。こちらにつきましても、後ほど進捗状況につきまして、NTT東西からご説明を行っていただきたいと思っております。

なお、この箇所の参考といたしまして、資料 10-1の3ページ目から5ページ目でございますけれども、簡単に、個別サービスの契約数等の推移につきまして、平成 19 年(2007年)からの推移を記載させていただいております。個別の数字につきましては、詳細、説明は今回省かせていただきますけれども、後ほどのNTT東西からの移行対策に関するご説明の際に、それぞれのサービスの契約数等がどのような推移をたどっているかについて、参考としてあわせてご覧いただければと思っております。

2ページに戻っていただきまして、利用者対応の最後の部分でございますけれども、総務省は、NTT東西対して、先ほどの3つの維持・廃止されるサービスの分類につきまして、市場環境の変更等により変更が生じることがあれば報告するよう求めておりました。こちらについては、現時点では見直すような技術動向や市場環境の変化のないことから、公表した計画どおり進めていく考えであるという報告を受けているところでございます。

以上が現状の利用者対応の取組状況というものでございます。

続きまして、6ページにお移りいただきまして、「事業者対応」に関する取組状況について、事務局より説明させていただきたいと思っております。事業者対応の取組につきましては、私に代わりまして、料金サービス課課長補佐の内藤からご説明させていただければと思いま

す。

○内藤課長補佐　それでは、引き続きまして、6ページの「事業者対応」に関する取組状況につきまして説明させていただきます。

まず、大きく4項目の柱があるのですが、1点目がメタル回線コストの在り方でございます。ブロードバンド答申等を踏まえ、NTT東西において、2011年度末時点における未利用芯線、耐用年数、費用の配賦方法に係る調査を実施していただき、これについて報告を受けまして、それを受け、総務省において検討会を開催しております。これが「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」でございまして、昨年11月から開催しております。3月の第4回検討会において報告書(案)を取りまとめ、先週の金曜日まで意見募集を行ってまいりました。

7ページ以降に、検討会についての概要を示しておりますので、簡単にご紹介をさせていただきます。

背景につきまして、簡単にご紹介いたしますと、加入電話、直収電話、DSL、これはいずれもメタル回線に係るサービスでございますけれども、これらについて契約数は近年減少を続け、2011年度はそれぞれ年約9%、約8%、約18%の前年度比の減少となっております。こうしたメタル回線の需要減少により、NTT東西のドライカップ接続料に実質的な影響が発生しております。これは接続料というものが費用を分子に需要を分母としているということで、分母の減少があまりに大きいと、費用が減少してもそれを上回って接続料が上昇してしまうというためでございます。

最後の10ページにドライカップ接続料の推移を簡単にお示ししておりますが、実は、顕著となっているのは2011年以降なのですけれども、2010年度から2011年度にかけての減少は、過去に耐用年数の見直しを行った経緯がございまして、それにより一時的に費用が減っていることによるものでございます。したがって、こういった2011年度の接続料の減少が特殊要因によるものであるということを除くと、実際には2009年度以降、一貫して上昇基調が続いているという状況となっております。

また7ページにお戻りいただいて、背景の2つ目でございますけれども、一方で、依然として、DSLサービスについては、昨年の6月末の時点で634.4万契約となっており、いまだ光サービスが提供されていない地域においては、固定ブロードバンドの唯一の選択肢となっている場合も存在するというところでございます。したがって、接続料の上昇に伴い値段が上がってしまうことによって、固定ブロードバンドの利用に関し、非常に不便をこうむる利用

者が生じることがあり得るということでございます。

3点目として、こうした状況を背景に、2011年12月の情報通信審議会答申、いわゆるブロードバンド答申でございますけれども、当該答申におきましてメタル回線接続料算定の在り方について、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバの回線の配賦方法といったコストの検証を行い、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされたところでございます。

これを踏まえて、昨年の検討会で、当初検討内容を項目として挙げたものが、2の検討内容の4項目となっております。1つ目が未利用芯線コストの扱いで、若干詳述させていただきますと、2010年度末にメタルケーブル芯線利用率が35.8%までに低下し、今後も低下し続ける見込みの中、未利用芯線に係る費用を接続料原価に計上することが適切か、というものでございます。2つ目のメタル回線に係る耐用年数につきましては、ドライカップ接続料の算定においては、メタルケーブルについて、13年の法定耐用年数に基づき減価償却費が算定されているところ、経済的耐用年数の適用により、実態に即した減価償却とすることができないか、というものでございます。3つ目がメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法でございますけれども、施設保全費がメタル回線の接続料の費用の大部分を占めているものでございますけれども、こちらにつきましては、故障件数比や総芯線長比、芯線というのは、ケーブルの中に入っている一本一本の細い線になっております。これはメタルケーブルの場合には、かなり数百から数千という規模の芯線が入っているものもございます。こういった形で、芯線長比により費用が案分されているため、光ファイバ回線と比べ、未利用芯線が多いメタル回線コストが大きく配賦されております。これらを、より適切に見直すことができないかという観点で、ブロードバンド答申における検証項目だったのでございますけれども、検討するに当たりまして、4点目として、回線管理運営費の扱いというものを加えております。この回線管理運営費については、※で注釈をつけておりますけれども、これは接続事業者が利用する回線の管理及び接続料の請求に係る機能というものになっています。つまり、接続料を算定・請求したりするための費用ということで、接続事業者のみが負担する費用となっており、回線の接続料と別途算定が行われております。こちらにつきましては、本文の説明に入りますけれども、接続機能ごとではなく、つまり、光ファイバ、ドライカップあるいはラインシェアリングといった機能ごとではなく、ラインシェアリングを除くメタル回線及び光ファイバで平準化しているというところ、現在の状況を踏まえ、接続機能ごとに見直すことができないかということでございます。現状では平準化されているため、結果として、需要の多い

メタル回線の方が、光ファイバの分のコストも引き受けているという現状がありますところ、これを見直すことができないかという論点を設けております。

このような検討項目を挙げて、3、4のところに入りますが、構成員等とスケジュールについては、次のページのとおりでございます。構成員につきましては、当委員会の主査であります東海先生に座長についていただき、また、相田主査代理にもこちらの検討会にご参加いただいております。そして、スケジュールといたしましては、昨年11月から3月14日まで、ワーキンググループも含めて5回会合を開催しており、各論点について一通り検討を行い、意見募集を実施したところでございます。意見募集自体は終わっており、それを踏まえて、今後5月に報告書を決定するという予定となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、9ページでございますが、報告書(案)の概要を簡単に1枚にまとめております。結論から申し上げますと、コストの見直しの結果、2014年度及び2015年度のメタル回線の接続料については、一定程度の引き下げの目処がついたということでございます。引き下げというのは、現状よりも引き下げということでございまして、実際に対前年度比で下がるということではなく、見直しにより一定程度の引き下げ効果があるということを意味してございます。

検討項目は、先ほど挙げたものに(1)から(4)までは対応しております。報告書(案)では、1点目の未利用芯線コストの扱いに関して、まず、未利用部分がたくさんあるということなので、そもそも撤去を物理的にできないかというところについては検討しましたが、経済的には合理的でないだろうという整理になっております。次に、有姿除却等による会計上の対応については、そういった未利用部分のコストを除くことができないかということについて検討いたしましたが、これも現状においては適用困難であるといったこととなっております。これらにより、未利用芯線に係る費用を接続料原価から直接除くということは困難であろうという結論となっております。他方、新規投資というものが現状でもメタルケーブルについて続けられておりますけれども、この際には、効率化による費用低減に努めることが求められるとしております。

2点目の耐用年数でございますが、メタルケーブルについては、非常に古い、20から30年たっているものがかなり多数を占めるということ分かっております。この現状を踏まえて、耐用年数の見直しをできるかできないかという点に関し、現在、NTT東西においてそれぞれ検討いただいているという状況でございまして、これについては、社内の手続等もございまして、5月の検討会において報告をいただける予定と伺っているところでございます。

3点目の配賦方法でございますけれども、ケーブル保守費用については、故障修理件数比から故障修理稼働時間比等に見直すということで、メタルケーブルと光ファイバについて一体として保守費用が計上されているものを、ドライバーによって配賦をしているのですが、例えば単なる件数比から、修理時間も加味したのを見直すといったことにより、光とメタルで実際に故障修理の時間が違うという点に着目にして、より精緻なものにするということです。また、電柱等・土木設備に係る費用については、土木設備というのは、地下の管路、とう道の費用となっておりますけれども、これらに係る費用について、今までケーブル長比等を用いていたものを契約者数比に見直すといったことができるのではないかとこのようになっておまして、これは2011年度実績に基づく試算によると、これを2012年度と2013年度の会計に反映した場合、メタル回線のコストにおいてNTT東西合計で約265億円相当の費用削減効果があるということになっております。

4点目の回線管理運営費の平準化につきましては、平準化の見直しというものを余地はあるのですけれども、先ほどのメタルケーブルと光ファイバの間のその配賦方法の見直しを行うことによって、光ファイバの接続料原価に影響があるという見込みとなっております。それに加えて、この回線管理運営費の見直しを実施する場合には、光ファイバ接続料への影響が非常に大きいという判断に至りました。したがって、これを配賦基準の見直しと同時に回線管理運営費の平準化を見直しすることは困難であろうという結論となり、見直しをするか否かの判断は現時点では行わないことが適当であるとなっております。

最後に、この見直しの実施の方向性という論点を立てておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、配賦方法については、結果として、メタル回線のコストを光ファイバ回線のコストに移す効果が生まれることになりまして、この影響緩和のための措置が要るのではないかとこの論点が検討会の中で上がっております。この中では結論いたしまして、光ファイバの費用増となる部分があるので、接続料算定に際し、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する結果となる場合には、影響緩和の必要性を検討することが適当であろうとしております。このほか、これまでドライカップ接続料については、需要減に伴って接続料の上昇というものが比較的大きくなってしまおうということもございますので、情報開示によって、メタル回線接続料の予見性を高めることが必要であるということで、幾つかの情報開示項目を接続料算定よりも早い段階での開示を求めようとなっているところでございます。

以上がメタル回線のコストのあり方に関する検討会についての概要でございます。

6ページにお戻りいただけますでしょうか。2項目目のNGNにおける競争環境の整備で

ございますけれども、こちらについては3項目ございます。

1つ目がNGNの中継局接続機能、収容局接続機能について、こちらについては、細分化等、要は10Gbps のポートしかないものを細分化したり、中継局接続については、接続点が東西各1カ所、予備のものがもう1カ所ずつございますが、それを増やせないかという論点を議論しているところでございます。この点については、先ほど石谷から紹介したPSTNマイグレーションに係る関係事業者の意識合わせの場において議論が進められているというところでございます。詳細については、この後のNTT東西の説明資料において説明がされているところでございますので、ここでは割愛させていただきます。

2点目、3点目もそれぞれ個別協議ということになっておりまして、まず、NNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化という点につきましては、これは個別に要望している事業者がおられるということで、それぞれNTT東西と明確化、具体化に向けた協議が行われている状況となっております。これも詳細は後ほど別途ございます。SNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化につきましては、NTT東日本において、今年の1月から中小規模事業者が利用しやすいようなSNIメニューの提供に関する要望を受けたことを踏まえ、より小規模な情報通信ニーズに対する映像配信メニューの提供を開始しているというところでございます。これもサービスの詳細等については、後ほどの NTT 東西の説明に譲りたいと存じます。

3つ目の柱が緊急通報を含むハブ機能の在り方でございます。こちらにつきましても、先ほど触れたPSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場において議論が進められているというところでございまして、まだ結論を得るには至っておりませんが、途中経過について、後ほどNTT東西様よりご紹介がでございます。

最後に、コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱いにつきましても、同様に、PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場において議論が進められているということで、こちらも若干の議論の進捗がございますので、詳細については、後ほどのご紹介に譲りたいと思います。

以上が事業者対応に関する取組状況となっております。

事務局からの資料の説明は以上でございます。

○東海主査 ありがとうございます。以上が事務局、行政の方からのご説明でございます。引き続きまして、当事者でいらっしゃる東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のご両社からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) NTT東日本の北村でございます。東西合わせまして、私からご説明をさせていただきたいと思っております。説明に多少お時間いただきますことをご了承いただきたいと思っております。

早速資料に沿ってご説明させていただきます。

次のページをごらんください。目次でございますが、本日は、大きく利用者対応と事業者対応の2つに分けてご説明させていただきたいと思っております。次のページを飛ばしまして、1ページをご覧ください。

まず、電話網からIP網への円滑な移行に関する利用者対応といたしまして、当社は、2010年11月に概括的展望を公表いたしまして、提供を継続するサービスと、PSTNマイグレーションと合わせて提供を終了見込みのサービス、PSTNマイグレーションに先立って順次終了見込みのサービスの3つに分類した上で、その時点で見通せる移行スケジュールをお示したところでございます。この3つのサービス分類につきまして、先ほど事務局からご説明もありましたけれども、今後の技術動向や市場環境の変化等があれば、適宜柔軟に現在の計画を見直し公表していく考えですが、現時点においては、これを見直すような大きな技術動向や市場環境の変化はございませんので、公表した計画どおり進めてまいりたいと思っております。

まずは、そのPSTNマイグレーションに先立ち順次終了見込みのサービスにつきまして、既にお客様への周知、代替サービスのご提案を順次進めているところでございまして、2015年度までを目途にサービス終了をする予定としております。また、提供を継続するサービス、PSTNマイグレーションと合わせて提供を終了する見込みのサービスにつきまして、現在、お客様の利用実態をヒアリングしながら、移行に係る課題を洗い出しまして、具体的な移行対策を策定しているところでございます。

それでは、2ページをご覧ください。2ページ目は、サービスの分類の考え方でございますが、これは以前からお話しさせていただいているとおり、PSTNで提供する基本的なサービスにつきましては、マイグレーション後においても、IP網で提供を継続していくということでございます。ただし、お客様のご利用の移行が見込まれるようなサービスにつきましては、お客様の十分な周知期間をとった上で、PSTNマイグレーションや個々のサービスを提供する装置の寿命に合わせて提供を終了していきたいと考えております。

3ページをご覧ください。ここから主なサービスの具体的な取組状況と課題についてご説明させていただきます。まず、ネーム・ディスプレイ、このサービスはナンバーディスプレイ

のオプションサービスでございまして、契約者の電話機のディスプレイに発信者の会社名や名前を表示するサービスでございしますが、このサービスにつきましては、平成 23 年8月に新規販売停止とサービス終了を公表いたしまして、予定どおり、平成 25 年2月末にサービスを終了いたしました。それまでの取組といたしましては、お客様への周知については、請求書へのチラシ同封を3回、ダイレクトメールを2回実施いたしまして、サービスの終了やその代替サービスといったものをご案内してまいりました。ダイレクトメールの送付に当たりましては、問い合わせ受付センターというのも設置し、お客様からのご相談にも対応してきただけでございます。また、関係団体を通じまして、その端末のメーカーにも働きかけまして、平成 23 年 10 月から端末機器へチラシを同封して端末購入者への周知も実施してきただけでございます。これらの対応を実施いたしまして、東西合わせて約 19 万契約残っていたわけでございますが、サービス終了後の問い合わせは数十件程度でございまして、内容としても、ダイレクトメールを見たお客様からの内容確認といったものがほとんどでございまして、お客様からのクレームといったものはありませんでした。

4ページ目をご覧ください。次に、信号監視通信サービスについてご説明させていただきます。信号監視通信サービスというのは、お客様宅内から常時送出する監視信号をNTTビル内の信号検出装置により監視いたしまして、断線等の異常が発生した場合に、監視センタ等に通知する警備会社様向けのサービスでございます。本サービスをご利用されている警備会社様には、代替サービスといたしまして、右側にあるような光・IPを通じてセンタ側から監視信号を定期的に送出する監視するサービスや携帯電話のパケット網を通じてセンタに通知を行う監視サービスを、勧奨をしているところでございますが、一部の警備会社様から、当社のIP網で断線を検知する機能の要望を受けておりまして、弊社がお客様宅内端末を監視信号にて監視し、アクセス回線の断線等を確認した場合に警備会社様に通知する、光回線監視サービスについて今年度上期を目途に提供する予定としております。

5ページをご覧ください。続きまして、オフトーク通信サービスについてご説明させていただきます。オフトーク通信サービスは、電話サービスを利用していない空き時間を利用いたしまして、その空き時間帯に情報提供センタから、地域情報ですとか、生活情報等の各種情報について、電話回線を通じて提供を可能とするサービスでございます。代替サービスが必要なそのお客様には、役場等のセンタ拠点から各家庭等に対しまして、フレッツ光や広域WiFiで災害時の防災情報ですとか、右側の絵の上段になりますが、平常時の地域

の情報等を配信するIP告知サービス、あるいは無線を使った防災無線などをご提案いたしまして、全てのお客様からサービス終了についてご了解をいただいているところでございます。これらの取組によりまして、平成 25 年1月に新規販売停止とサービス終了を公表し、平成 25 年2月に新規販売を停止したところでございまして、平成 27 年2月末にはサービスを終了したいと考えております。

ここまでのPSTNマイグレーションに先立ちまして順次提供を終了するサービスの主なものを挙げさせていただきます。

6ページ目をご覧ください。ここから、PSTNマイグレーションと合わせて提供を終了する見込みのサービスについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、ISDNでございますが、INSネットにつきましては、我々としては、新規加入促進キャンペーン等によりまして、料金面での移行障壁を下げることで、お客様の自発的なフレッツ光への移行を促進しているところでございます。また、お客様の不利益を未然に回避いたしまして、将来の移行を円滑に実施する観点から、例えば、新規申込みあるいは移転申込みのお客様に対しまして、サービスの終了と代替サービスのご案内を実施しているところでございます。INSの大宗を占めるのは、実は事務用のお客様でございまして、約9割弱のお客様が事務用でお使いになっていらっしゃるわけでございますけれども、いわゆる2回線目の電話としてご利用されているケースが多い状況でございますので、下表等にもありますとおり、代替サービスの一つとして料金水準がほぼ同等のフレッツ光ライトとひかり電話といったものを組み合わせたサービスをご案内いたしまして、移行をご案内しているところでございます。こうした事務用のお客様への移行勧奨をしていく中で、ひかり電話ではなかなかISDN専用機器を利用できないといったような課題がございましたので、ISDN専用機器をご利用のお客様向けにひかり電話対応のISDN変換アダプタといったものを開発いたしまして、東日本におきましては平成 24 年5月、西日本におきましては平成 24 年6月に販売を開始したところでございます。また、自社端末に加えまして、他社端末の検証を実施いたしまして、アダプタを利用可能なその対象端末といったものも拡大を図っているところでございます。

7ページ目をご覧ください。これもINSネットの話でございますが、INSネットにつきましては、業界団体がシステムの要件としてISDNの利用を求めている事例とか、あるいはお客様の現行システムがISDNを前提としているような事例がございます。例えば、下表にもありますように、銀行のATMなどにつきましては、メインの回線としてフレッツ光やビジネス

イーサなどをご利用いたしまして、バックアップとしてINSをご利用されている事例、あるいはビル管理会社や、エレベーター監視におきましては、配管がなくてなかなか届かないとかといったような場合には、フレッツ光や無線で対応ができず、INSをご利用されているといった事例がございます。こうした課題につきましては、各々の業界における利用実態を把握した上で、業界団体あるいはベンダ様とも対応していく必要があります。お客様個々のシステム更改時期に合わせて、移行のご案内を実施していきたいと考えているところでございます。

8ページ目をご覧ください。前のページにもありましたように、配管がない等の理由で光開通が困難なテナントビルといったところにおきましては、建物の壁に穴をあけることなく屋内への光ファイバの引き込みを可能とするような隙間配線インドア光ファイバといったものの活用や、あるいは設置場所への配管がない物件であっても、階段での露出配線を可能とするような階段配線工法の導入等によりまして、この光普及の拡大にも促進しているところでございます。

9ページ目をご覧ください。続きまして、事業所集団電話、いわゆるビル電話につきましてご説明させていただきます。ビル電話、事業所集団電話につきましては、お客様収容ビル内におきまして、PBX等の設備を準備してなくても、内線通話とか、短縮ダイヤル等の各種付加機能をNTTの交換機側で提供するサービスでございます。個別にお客様をご訪問いたしまして、サービスの終了と代替サービスの一つとして、同一契約者間の通話が無料となるようなフレッツ光とひかり電話オフィスAというものをご説明し、移行をご案内しているところでございますが、その同一グループ内で複数のお客様がご利用いただいているために、なかなかそのお客様間の移行への合意形成に時間を要するようなケースや、お客様固有の利用形態、例えば、広大な敷地にある建物間を内線電話で利用しているようなお客様もおりまして、このようなお客様に対しては、今後、個社ごとの利用実態あるいはシステム構成等のヒアリングを進めまして、移行対策等を個別に考えてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、10ページ目をご覧ください。ここでは、ノーリング通信というものについてご説明をさせていただきます。ノーリング通信サービスというのは、加入電話回線を介して無鳴動で端末を呼び出しまして、契約者であるセンタユーザー、具体的には電力会社様等がいわゆる検針を行うようなサービスでございますけれども、各家庭に設置されているメーターの遠隔検針を効率的に行うことが可能なサービスでございます。これにつきまし

でも、この加入電話がどんどん減少していく中で、ノーリング通信自体の利用数というものも減少しておりまして、既にフレッツ光及びひかり電話における宅内装置のサブアドレス機能といったものを用いて、電話と検針を切り分けて行うような方式、携帯電話またはPHSを利用して検針を行う無線方式、あるいは発信機能を有する制御装置により検針を行う方法等、ノーリング通信を利用しない検針手段を組み合わせ利用しているといった実態がございます。こうした利用実態に即した代替サービスへの移行というものを基本的に、具体的な移行計画というものを検針事業者様と連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次のページから 16 ページまでは、個々のサービスごとの取組状況をまとめたものでございます。説明は割愛させていただきますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、事業者対応についてご説明をさせていただきたいと思っております。17 ページ目をご覧ください。事業者対応でございますが、事業者様とは、事業者間のIP網同士の直接接続を円滑にかつ効率的に進めるために必要となる技術面や運営面を中心とした諸条件を関係事業者間で意識を合わせるといったことを目的としまして、いわゆるPSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場といったものを開催いたしまして、この場でいろいろとご議論させていただいているところでございます。これまで意識合わせの場を 12 回、詳細な議論を行うことを目的としたアドホック検討会といったものを 15 回開催いたしまして、議論を重ねているところでございます。これらへの参加事業者様等につきましては下記のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

次のページからこの意識合わせの場での検討状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。18 ページ目をご覧ください。まず、番号ポータビリティに関する検討状況でございますが、その具体的な実現方法につきましては、ルーチング方式とデータベース方式に関して各社で評価を行い、検討を行っているところでございます。具体的には、発側事業者網の方から番号移転先事業者網まで接続するルーチング方式といったものにつきまして、これは次のページをご参照いただきたいと思いますのでございますけれども、まず、一番上の発側ネットワークから番号取得事業者、番号を持っている事業者様、番号を持っている事業者様のネットワークに接続いたしまして、番号取得事業者のネットワークでルーチング番号を取得しまして、番号取得事業者のネットワークを経由して、移転先事業者に接続するといった転送方式、あるいはその2段目でございますが、発側ネットワークから番号取得事業者ネットワークに接続してルーチング番号を取得する、ここまでは同じでございますけれども

も、ここから番号取得事業者のネットワークを経由しないで移転先ネットワークに接続するといったリダイレクション方式が2番目でございます。3番目が発側ネットワークでルーチング番号を取得して、移転先ネットワークに直接接続するといった発側データベース参照方式と言われるもの、最後でございますが、発側ネットワークから番号取得事業者のネットワークに接続いたしまして、移転情報を取得した後、発側ネットワークでルーチング番号を取得した上で、番号取得事業者のネットワークを経由しないで移転先ネットワークに接続するといったクエリ・オン・リリース方式という、ルーチング方式のこの4方式について検討するというところでやってきたわけでございますが、最後のクエリ・オン・リリース方式につきましては、必要となるその機能が多く、課題が非常に多いということでございまして、現在はこの上の3つの方式について検討を進めていくといったことしております。

続きまして、番号データベースの管理方法といったデータベース方式につきましては、19 ページの下段に書いてございますけれども、各社が全社分の番号ポータビリティ情報を保有するデータベースを構築する個別データベース方式の全社データ保有型というものと、各社が自社からポートアウトとした番号情報だけを保有するデータベースを構築する個別データベース方式の自社データ保有型と言われるもの、最後に全社分の番号情報を保有するデータベースを共通で構築するという共通データベース方式という、この3方式について検討しておりまして、今後、これらの3方式についてコストの評価を行っていくといった状況でございます。

それでは、20 ページ目をご覧ください。20ページ目は、ロケーションポータビリティについてご説明させていただきます。ロケーションポータビリティというのは、これはエンドユーザが所在地を変更する際に同じ番号を引き続き使用できるようにするものでございますが、これにつきましては、マイグレーション完了後のIP網同士の直接接続における双方向番号ポータビリティの実現を前提に議論を進めているところでございます。具体的な論点といたしましては、同一番号で移転可能なエリアについて、事業者間で移転可能なエリアを合わせるべきか否かといった点、合わせる場合にはその具体的なエリアをどうするか。また、事業者間で移転可能なエリアを合わせた場合でも、現行の移転可能なエリアと異なる場合には、番号の地理的識別性を利用して適用されている各社のサービスで、例えば、0120 のようなものがあるのですけれども、そういったものに影響がないかどうかといったことにつきまして、議論を行っているところでございます。

続きまして、21 ページ目をご覧ください。このページは、ハブ機能に関する検討状況に

ついてご説明をさせていただきます。ハブ機能につきましては、下表にもありますとおり、まず、このハブ機能の定義といたしまして、直接接続しない発事業者IP網と着事業者IP網との間を接続する機能という定義づけをいたしまして、具体的な実現方式を明確にした上で、誰がその実現主体になるのかという点について検討を行うという手順でやろうということで話を進めているところでございます。実現方式につきましては、提供範囲と具体的な機能について検討を行っておりまして、提供範囲といたしましては、同一POIカバーエリア内、POIというのは、その事業者間の接続ポイントになりますけれども、これも事業者同一POIカバーエリア内の接続と異なるPOIカバーエリア間の接続の、この両方を検討しているところでございます。具体的な機能といたしましては、IP網におけるルーチング関連機能というものにつきまして、現在のPSTNにおけるインターフェース標準といったものを参考に、これに追加すべき内容がないかどうかといったことにつきまして検討することといたしており、現在、PSTNにおけるルーチングで使用しているISUP信号というものがあるのですけれども、そのISUP信号のパラメータを明らかにして、そのパラメータに用いた具体的なルーチング内容について確認を一つ一つ行っているところでございます。

また、事業者間精算関連機能につきましては、これは次のページにもありますとおり、呼毎精算方式と言われるものとパケット毎精算方式と呼ばれるもの、帯域／ポート毎精算方式、お互いに払いをしないビル&キープ方式の4つ方式について検討することといたしまして、それぞれの方式の概要ですとか、特徴、精算に関する課題等について検討を行うこととしております。現在は、これらの検討に当たって、精算が必要なパラメータの確認というものをやっているところでございます。各方式の評価につきましては、技術面、運用面、コスト面とかの観点から検討を行うことにしております。

23 ページ目をご覧ください。ここはNGNのオープン化に関する検討状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。NGNのオープン化につきましては、NNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化と、SNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化につきまして、事業者要望を踏まえまして協議を進めているところでございます。具体的には、下表にありますとおり、NNIのオープン化につきましては、昨年5月にある一社から、自社OAB～JIP電話のアクセスラインにフレッツ光を利用するため、当社のSIPにてNGNの帯域確保を行う機能を提供してほしいといったご要望をいただきました。6月以降、数度にわたり具体的な接続構成等について要望内容の具体化に向けた協議を実施しているところでございます。また、別の一社からは、平成 23 年9月に、NNI・SNIにおける帯

域確保を行う機能を提供してほしいとのご要望をいただきましたので、それらに基づき協議を行ってまいりましたが、昨年9月に別の方法での実現要望とをいただき、それにつきまして、引き続き協議を実施するというところでございます。

また、SNIのオープン化につきましては、真ん中でございますけれども、テレコムサービス協会様と昨年の4月、5月に2回意見交換を行いまして、中小規模事業者にご利用しやすいようなSNIメニューのご要望をいただきました。こうしたご要望を踏まえまして、昨年12月に、テレコムサービス協会様及びその会員企業の皆様に対しまして、小規模な事業者様にもご利用しやすい新たな映像配信メニューということで、具体的には「フレッツ・キャスト シェア」という我々の商品メニューについてご説明しております。また、本年2月には、新しいストレージサービス、これも我々の商品名で申し訳ございませんが、「あずけ〜る」いうサービスにつきまして、情報を提供しているところでございます。

なお、一番下でございますけれども、収容局接続機能のさらなるオープン化につきましては、現時点で接続事業者様から具体的な要望をいただけていないというのが状況でございます。今後、具体的なご要望をいただければ、協議を通じて検討していきたいと考えているところでございます。

最後でございますが、24 ページをご覧ください。これまでご説明させていただいた項目以外に、事業者間のIP網同士の直接接続に当たり必要となる項目についての検討を進めているところでございます。まずは、その一つ、IP網をつなぐ基本的な課題であるインターフェースの標準化・通話品質のあり方につきましては検討を進めておりまして、関係事業者間の意識合わせの場での検討は完了しております。17 項目の検討項目のうち7項目については、TTC、いわゆる情報通信技術委員会という我が国におけるその標準化団体でございますけれども、そこで標準化するものとしたしまして、標準化検討要望を発出しておりまして、残りの10 項目につきましては、事業者間で取り決めるものとしたしまして、輻輳時の運用方法については、事業者間のガイドラインで整理するという整理をいたしました。9項目につきましては、それぞれ何に依拠して検討していくかということについて事業者間で合意が図られたものでございます。詳細は、25 ページ、26 ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

また、事業者間の具体的な接続に当たって課題となる1XYあるいは0AB～Jですとか、00XY等の特番呼の提供、あるいはPOI設置の複数化、事業者間の接続形態、IP網同士の直接接続の移行方法といったものにつきましても、この表にあるような記載内容で検討し

ているところでございます。また、その費用負担のあり方につきましては、議論が完了した項目から、コスト要素の洗い出しをし、精査をし、各コストの負担方法について今後検討するといったような内容になっております。

説明は以上となります。ご静聴ありがとうございました。

○東海主査 ありがとうございました。

電話網からIP網への移行については、本格的といいましようか、基幹的といいましようか、2020年から5年ほどかけてというふうに向っておりますけれども、それに先行いたしまして、いろいろな動きが出始めてきていることに関して、事務局及び事業者からのご説明をいただいたところでございます。各々の委員のご関心の中でいろいろとご質問や、ご確認をいただきたいというところでございます。どうぞ。

○北委員 幾つかあります。まず、メタル回線コストのところでは、故障の修理件数からこの稼働時間に変更ということですが、メタルと光を比べると、一件当たりの修理に要する時間は、メタルを1とすると、光がどのくらいなのでしょう。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) 今まで保守費用項目につきまして、件数だけを見ていたところを、その件数に時間も含めて…。

○北委員 かける時間、総時間ということでお願いします。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) かける時間というものを含めて、総時間ですね。そういったもので費用を配賦しようとしておまして、まさに時間につきましては、これから実態把握というものをしまして、どれだけ時間かかっているかというものを計った上でやっっていこうと思っております。一般的には、やはりメタルより光の方がまだ少し時間が長いと思っておりますけれども、その具体的な時間が1対何なのかといったことにつきましては、今後、これから調査をしていきたいと思っております。

○北委員 はい。分かりました。もう1点よろしいですか。

○東海主査 どうぞ。

○北委員 NTT東西の資料の4ページ目、こういった終了するサービスについて、その代替案として、右側の上の2つを当初警備会社さん等にご説明差し上げても、「いやいや、それでは困ります」という反応だったのではないのでしょうか。その結果、光回線監視サービスというものを提供することになったわけですから、ここから学べることも多くあると思います。警備会社さんは結局、その上の2つではだめで、光回線監視サービスを提供することになったのは、コストの問題だけではないのだと思います。コストの問題だけだとすれば、下手

すれば、NTT東西において開発にかかるコストの方が高くなり、全ての警備会社さんに監視サーバを無償で置いてあげた方が安くなるのではないのでしょうか。ということは、おそらく品質やセキュリティ、電力の供給とか、いろんな理由があって、上の2つではご満足いただけないということになったと思うのですが、このコア網をNGNに移行するに当たってどこに問題があり、どのような話し合いがあったのかを教えてくださいませんか。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) まず、信号監視サービスについて申し上げますと、実際、いわゆる警備会社様と言われるところは、大小合わせて160社程あります。160社あるうち、最初は大手の方々といろいろとお話し合いをさせていただいていたわけですが、最初この上2つのようなものでいかがですかというご提案をしていたのですが、まさに品質と先生がおっしゃられたとおりで、上2つだけですと、どうしても家の中に泥棒が線を切って入ってきてしまうと、その線を切っただけだと、それが単に故障で線が切れたのか、泥棒が切って入ったのかというのがよく分からないので、例えば、銀行のATMのために使用されるように相当のセキュリティを必要とするようなところの監視サービスとしては、線を切れた際、泥棒が入ってきたと推計できるような切り方だったのかどうなのかということがわかるようなサービスとして、この信号監視サービスというのは実はそういうサービスだったわけですが、ぜひそれに替わるようなサービスを光の方でも出してもらいたいというニーズが、その大手の事業者様の中からございました。

そこで、我々としても必要であろうということで、開発を進めてまいったわけなのですが、160社程の警備会社様の全てにとってこのサービスが必要かということ、実は対応していく中には、やはりコストを重視されるような警備会社様もいらっしゃいまして、上2つで良いと言ってくれる方もいらっしゃいましたし、中には、そもそもこのような警備保障自体をやめたいというような事業者さんもいらっしゃいました。大小それぞれいたものですから、そのような話がありましたけれども、大きいところは、どちらかということと下側のサービスを志向される事業者さんもいらっしゃったり、小中の方々の上だけで良いという方々がいらっしゃったりということで、全社にとって光回線監視サービスが必要と言っている状況ではないという感じではあります。ご説明になっていきますでしょうか。

○北委員 ということは、コストではないということでしょうか。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) ないところがあります。

○北委員 そういことですね。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい。

- 東海主査 よろしいでしょうか。
- 北委員 そうすると、これは、信号監視通信というサービス特有の機能、求められる機能を上2つではやはり代替できなかったということに尽きるということですね。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい、そうです。
- 北委員 はい、わかりました。
- 東海主査 ほかにございますか。どうぞ。
- 井手委員 先ほどのあったメタル回線のコストのあり方なのですけれども。
- 東海主査 10-1の資料でよろしいですか。
- 井手委員 はい、10-1の方です。考え方としてはよく理解できないというか、メタルの接続料は本来上がるべきところが、今回のとおりですと、一定程度下がるということですが、PSTNにスムーズに移行するためには、逆にメタルの接続料は上がる方がスムーズにマイグレーションが進むというのが当然の考え方で、これがなぜメタルの接続料が下がって、光の方の接続料が上がるのかというのが全く理解できないというのが一つあります。
- また、先ほどあったメタルと光ファイバの配賦基準というのを見直すという点ですけれども、これが実態と今まではかけ離れていたということをNTT東西は認めるのでしょうか。それでは、今まではメタルのほうで高いものを取って、光の方に補助していたと考えるのでしょうか。
- さらに、ケーブルの保守費用とか、電柱等・土木というものについて、その実態が本当はどういうふうになっているのでしょうか。本当の実態を反映させるほうがより適切なのではないのでしょうか。もし故障修理稼働時間等の方が実態と合っているというのであれば、私はそれで結構だと思うのですけれども、単に配賦基準を見直すということで、実際のコストとはかけ離れたものでやるというのであれば、私はあまり理解できません。
- それから、もう一つ、資料 10-1の3ページですが、維持・廃止されるサービスの契約数の推移というので、ネーム・ディスプレイが 20 万あるいは 19 万と言っていましたけれども、もうこれは終了している一方、逆に下の方にある、もう契約数がゼロになっている 102 というサービスもありますね。これは、契約数がゼロなのに、なぜ 2015 年までサービスを提供し続けるのでしょうか。もっと現実合った形で、契約ゼロのものはもう終了というふうに見直す、あるいはその代替サービスがすでにあり、それを先ほどのネーム・ディスプレイのように周知して、20万いてもサービス終了するというのであれば、より契約者が少ないものについても、代替サービス等の周知が徹底していれば、もう終了してもいいのではないかと思います。

○東海主査 2つのご質問、先に、それでは9ページからまいりましょう。まず、少し行政の方にご説明いただきたいのですが、このメタル回線のコストの在り方に関する検討会を設置して検討しよう、配賦基準の見直しをしようということの背景についてご説明をいただいてよろしいでしょうか。

○内藤課長補佐 まず、事務局から、検討会の背景についてのご説明でございますけれども、資料 10-1 の7ページでございますとおり、メタル回線の接続料が急激に上昇しつつある傾向を示しているということが1つ目。2つ目としては、光が全ての地域で既に提供できている現状であれば結構なわけですけれども、現状まだそういう状況に至っていない中で、あまりにも急激に需要が減って接続料が上がってしまい、結果として、利用者料金が上がってしまうことに繋がってしまうと、そのような光がない地域におけるユーザーの利便が損なわれてしまうだろうということです。1つ目は、事業者の観点から接続料が急激に上昇してしまうと、事業環境が損なわれる。2つ目としては、ユーザーの観点からしても、特に光がない地域において、固定ブロードバンドサービスの選択肢が、実質的に価格上昇等によってユーザー利便が損なわれてしまう。このような2つが背景としてあったということでございます。

その上で、情報通信審議会のいわゆるブロードバンド答申においては、移行を円滑化するという観点があったかと存じます。したがって、このまま放置するとあまりにもドラスティックな移行に繋がってしまいかねず、先ほどの事業環境といった観点やユーザー利便といった観点から望ましくないということを前提として、それを円滑化する観点から、このメタル回線のコストを検証するよにという答申であったかと存じます。したがって、そのラインに従って、そもそも検討項目自体が答申段階で決まっていたものですから、それに沿った形で検討したということでございます。

また、配賦基準について個別について申し上げますと、先程の故障件数比を故障修理の稼働時間に変えるというものは、まさに今までのドライバーをより精緻化するもので、活動の実態に即したものになるということです。契約者数比、もともとのケーブル長比を契約者数比に変えるというところは、もともとはそのメタル回線が圧倒的に多数を占めていた時代には、今までのケーブル長比というものは適当であったものですが、メタルケーブルについては、ケーブルの撤去はなかなかできない状況がございます。というのも、ごく一部のユーザーが残っていても、そのケーブル全体を撤去できないということが明らかとなってまいりましたので、そういった状況において、先ほどのケーブル長比であるとか、芯線長比といったドライバーを用いることが実態をむしろ適切に反映していないのではないかという

観点から、契約者数比を対応することが適当であるという方向となったというものでございます。

よりその実態に照らした観点というものは、NTT東西から若干補足をいただければと存じますが、事務局からの回答としては以上でございます。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) 実態とかけ離れていたのを長く認めてきたのかというご指摘だったのですけれども、ケーブルの保守費につきましては、件数だけで見るよりは、確かにその時間を加味した方がより精緻なドライバーであろうとは考えておりました。しかし、今までは、光ファイバの故障修理の手法・方法がある特定のものに何か限定されると申しますか、手法が画一的ではなかったといえますか、どういう保守の方法をとるかというのを試行錯誤しながらやってきたこともあり、その時間というものに非常にばらつきがあったため、1件当たりの故障・保守の対応時間について、決まって何分というのがなかなかとりづらい状況にもありました。その点、これだけ光が普及したことによりまして、少しその手法等も、我々としても統一化、画一化できるようなところまでできたものですから、そういったものがとれるであろうということで、そのような手法に今回この機会に見直すといったことをとったものでございます。

電柱・土木等につきましては、先ほどありましたように、ケーブル長比で行ってきたところですが、電柱・土木というのは、直接的に何を帰納させるかという点で非常に難しい問題があります。というのは、電柱があったときに、それにケーブルを引いているわけですが、本当にケーブルの本数に比例してその電柱のコストを分けるべきものなのかどうかという点で議論があるところでございまして、議論は大きく分かれる中で、電柱を使っているお客様の数でその電柱のコストを分けるというのも一つの考え方でないかということで、この研究会の場ではご提案をさせていただいたところでございます。

○東海主査 ありがとうございます。実は、私は、その検討会の座長でございますので、一言だけコメントをさせていただきたいと思っております。

先生がおっしゃるように、メタルから光に移行する過程で、メタルのコストそのままではないか、その方が移行はスムーズに進むのではないかという考えというのも、一つの政策的な考え方だと思います。しかしながら、配賦というのは、これは分子のコストを分母のボリュームで割っていくわけでございますので、そのボリュームが急激に下がってくると、それを単価は上昇します。そのため、今回ちょうどいい時期だということで、メタルと光のコストのバランスについて、もう少しスムーズに移行にする方向で見直しをやらなければいけない

のではないかとということで議論させていただいたところでございます。その点についてはいかがでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。

○井手委員 今、事務局から説明があった、未だに光ファイバが提供されていないため、ユーザーの利便性を確保するということですが、本来、様々なサービスの提供を受けられる人は、光もありADSLもある中で、やはりADSLの方が安いからこちらを利用している人も多いというだけの話ではないのでしょうか。確かに光がない地域の人はいるかもしませんが、そういう人たちは、あまりそれを有効に利用するようなことをやっていないだけで、例えば、先ほどの警備会社というのは、両方あるのですけれども、こちらの方が安いからこちらを利用しようというだけの話ではないのでしょうか。それをもう少し早く移行させるためには、コストに見合った方向でやるというのが本来の政策ではないかなと思います。これ以上は言いませんが。

○東海主査 はい。それから、3ページに戻っていただきましょう。これについては、NTTさんから話させていただきます。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) このページでいきますと、例えば102のコール数は、確かにゼロになっているわけですが、この102というのは、緊急、非常通話と言いまして、何か地震等の災害が起きたときに、普通の自動通話ですとなかなか交換機に輻輳がかかって通らないといったことがありますので、そのような場合に手動台を経由してやるものでございます。この期間中、たまたまコール数がゼロだったというのがまず1つ要因としてあります。また、102につきましては、行政等、これを使っている事業機関の方々とお話をさせていただきますと、実際にこの手動は使わないケースが多く、災害時優先電話を使って自動通話でやられているケースが多いとは聞いておりますが、使っていたお客様も、そういったことがあまりよく分からずに、行政のマニュアル上、何か災害が起きたらこの102を使いなさいということがそのままだったものですから、使用されていたケースが過去は随分ありました。そういったところについて、我々は、そういうヒアリングできた行政の方々だけではなくて、全行政方々に対し、この102を使わなくても、災害時優先電話を使えば、そういう災害時においても通信を確保することができますといったご案内を行っておりまして、このような対応をしっかりと行い、ご了解いただいた段階では、この102のようなサービスの提供をやめるといったことも含めて、画一的に必ずこのタイミングでないとやめないということではなくて、臨機応変にやっていきたいとは思っています。

○東海主査 どうでしょうか。

- 井手委員 はい。
- 東海主査 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 相田主査代理 NTT東西の方でいろいろ対応いただいているようで、大分安心したという印象です。NTT東西の資料 10-2の6ページで、INSネットへの対応について、ISDN変換アダプタというものを開発されたということなのですが、これに関する、国際規格との関係はどのようになっているのでしょうか。反対側がPSTNインターフェースなのか、UPインターフェースなのか、どちらか分からないですけれども、そこから、結局SIPのメッセージ出してということで、当面はNTT東西のNGN内に閉じた話かもしれないのですが、将来的にそれが結果的に国際通話になるようなことになると、私もあまりよく存じていないのですが、ISDNは開発当初、特に国際通信に関するトラブルが多かったというようなことも聞いておりますので、きちんとこの国際にまたがったISDNのエミレーションができるような方向にちゃんとお考えいただければと思います。というのが1点です。

あともう1点、番号ポータビリティの話があったのですが、0120、0800、フリーフォンの番号ポータビリティ等は、このPSTNマイグレーションに係る関係事業者の意識合わせの場での検討というのは進んでいるのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) 1点目の国際規格に則った形でというお話は、当然我々もそういうことはやっていかななくてはいけないと思っていまして、私が聞いている話では、これをつけて国際通話ができなくなるということはないとは聞いております。ただ、国際標準かどうかという点については、申し訳ありません。
- 相田主査代理 おそらくISDNエミレーションは、まだITUでもまともに審議されていないのではないかなとは思いますが。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) そうですね。
- 相田主査代理 先にこれを作ってしまったという言い方は変ですけれども、そうであれば、ぜひそれをしっかりと国際標準にするように、ぜひご努力いただけたらと思います。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) わかりました。
- 東日本電信電話株式会社(大平部長) 0120のお話で、24ページ、ご参照いただきましたのですが、いわゆる特番呼等の接続ということで、0120や0800番等の着信課金サービス、それから、ナビダイヤル等のいわゆる0AB0の特番呼につきましても、どのように接続していくかというようなところを事業者間で検討しております。現在、接続方式としては、物

理的な電話番号によって相手網に渡すというような形で行うというところまで合意したところで、かつ、その番号ポータビリティの中でも、いわゆるMNP、モバイルのナンバーポータビリティとか、こういうフリーダイヤルのナンバーポータビリティ、こういったところの整合性も含めて検討していこうということになっており、技術的方式を中心に検討を進めているところでございます。

○東海主査 よろしいでしょうか。

○相田主査代理 はい。

○東海主査 ほかにいかがでしょうか。石井委員、どうぞ。

○石井委員 利用者対応の部分で、お客様に対する周知といったことが書いてあるのですが、消費者としてのお客様に対する特別な配慮をなされているのでしょうか。事業者と契約する場合と観点が違うのではないかという気がしますが、この点はどのようにお考えかでしょうか。

もう一つ、よく分からないのですけれども、INSネットで光開通が困難なテナントビルにおいて、露出配線をするといったことも書いてあるのですが、これはテナントビルだけなのでしょうか。住居等ですと、この手法はあまり好まれないようなところもあるのではないかと思います。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) 1点目ですが、私が間違った解釈でお話ししていたらご指摘いただきたいのですが、いわゆる一般の消費者の方々に対する周知活動という意味でいきますと、今回挙げている代表的な例でいきますと、例えば、ナンバーディスプレイのようなサービスにつきまして、一般のお客様には様々な周知文書みたいなものを、とにかく1回だけではなく、2回、3回と繰り返してご周知をして、代替方法はこんなものがありますよということも含めてご案内していくという対応をとっておりまして、これから終了するサービスにつきましても、同様の手法で周知を図っていくということ思っております。

2点目のこの露出配線方式と言っているのはビルをイメージしてまして、例えば雑居ビルみたいなところだと、配管がもう詰まっているといいますか、もうそこに光配線を引き込めないというケースがありまして、そうなると、壁に穴をあけないと配線が通らないという場合があるものですから、いろんな配線工法というのを編み出して、いわゆるビルのような建物向けにこのような手法を出しています。

一般のご家庭の場合には、基本的にはあまりそのようなことはなく、一戸建てですと、例えば、クーラーの挿入管のようなところがあるのですけれども、そういう部分から光配線を引

き込める場合もありますし、あるいは新築の住宅ですと、大体みなさま家の中に配管をつけていますので、そういったところを使って光配線を引くことができます。

一般の一戸建てのお客様とこういう集合型の大きなテナントビルみたいなどころと分けて、かつ、テナントビルも、昔ながらの古いビルで配管も何も用意されないようなところに入っている個々のお客様の中には光を使いたいというお客様もいらっしゃるので、そのためにやっているのがここに書いてあるような工法の紹介ということになります。

- 東海主査 簡単に言えば、画一的にはなくて、個々のケースに応じて臨機応変、フレキシビリティをもってやっていくというご姿勢と理解してよろしいでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい。
- 東海主査 長田委員、いかがでしょうか。
- 長田委員 これまでの議論における数回のヒアリングの中で、クレジット決済に関して、そのまま使わせてほしいという要望が非常に強かったと思うのですが、それはこの何とかアダプタで解決するというのでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) クレジット決済のケースにつきましては、クレジット決済も色々なやり方がありまして、普通の通話モード、音声と同じような信号を使ってやるものはこのアダプタで大丈夫なのですけれども、そうではなくて、多くの場合はISDN固有のデジタル通信モードや INSパケットを使っており、その場合にはこのアダプタでは対応はできません。したがって、光に対応した決済端末が多く、そちらに移行されているお客様もいらっしゃいますので、クレジット決済を持っているようなお客様に対して、機器の更改に際してそちらの方に移行をお願いして回っているところでございます。
- 長田委員 そうすると、クレジットの利用数が非常に少なく、古い小さなお店等は対応できるような感じでもないのでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) その点はですね…。
- 長田委員 あ、なるほど。クレジット会社によって。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい。クレジット会社様によってというところは結構あります。
- 長田委員 クレジット会社によって違うのですね。まだまだこれに関しては、自主的な移行を何とか勧めていくという状況であるということでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) そうですね。例えば、大手の方々ですと、実はクレジットで決済できるようにするためには、センタ側で問合せに対して認証しなければ

いけないのですが、意外とセンタ側は、光でも対応できるような方式を既にとられているということはあります。しかし、そういう大手のお客様でも、そうではなくて、電話でしか対応できないとか、ISDN対応できないものにも含めて、全部に対応できるような形をとっていらっしやって、どちらかというと、発側の端末側の方を変えていくというのは、やはり一斉に変えるとお金が一遍に出ていってしまうものですから、それはタイミングを見ながら変えていくというような感じでありまして、そういう更改のタイミングにぜひクレジット端末を置きかえていただけないかといったことはお願いをしております。

○長田委員 なるほど。それと、もう1点。記憶では、ハブ機能を誰が担うのかというところについても非常に関心が高かったと思います。今回は、まず、その誰が担うかという前の段階の検討をしておられるというふうに書いてありますけれども、具体的に関係者によるその意識合わせの場ではどの程度話が進んでいるのでしょうか。

○東日本電信電話株式会社(大平部長) 21 ページになってくると思うのですが、ハブ機能については、AとBという事業者が直接繋ぐだけではなく、その間にCという事業者が入ってきます。Cという事業者網にルーチングするためにどのような機能を具備しなければいけないか、つまり、今のSIP信号では具備してないという想定に立っているのですが、PSTNにおいてISUP信号で持っている機能をIP網のSIP信号にどう具備する必要があるのかという点について、まさに信号の差分みたいなことを検討して、どのような信号を持たなければいけないのか等、技術陣を中心に検討している状況でございます。そういうことを決めて、必ずしもNTT東西だけではなくて、もちろんCにはいろんな事業者さんが入り得ると思いますので、そういう中で、事業者共通のその信号としてどう持ち合うべきかというところを引き続き検討してまいりたいと考えております。

○東海主査 ありがとうございます。一通り委員の方からご確認をいただきましたが、何かほかにご発言ございますでしょうか。

○相田主査代理 総務省の資料でいいますと、4ページ、NTT東西の資料でいうと15ページのノーリング通信の回線数なんですけれども、NTT東西の資料の10ページで言う回線数というのは、検針事業者の数と思ってよろしいでしょうか。つまり、実際の検針しているメーターの数が488ということではないということよろしいでしょうか。

○東日本電信電話株式会社(北村部門長) まず、488という数字は、少なくとも、エンドユーザ様の数ではないと思います。

○相田主査代理 はい。10ページの絵でいう左側、制御装置、あるいはノーリング装

置の数ということでしょうか。

- 相田主査代理 NTT東西の資料でいうならば 15 ページです。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) 15 ページですね。
- 相田主査代理 488 回線という言い方になっているのですが。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) これは、左側でいう検針事業者と書いてあるところがあると思いますけれど、そこに伸びている加入電話の数を書いております。
- 相田主査代理 右側の検針対象が何件ぐらいあるかというのは、NTT東西では把握していらっしやらないのでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) 戻ればあるかもしれませんが、検針対象の数というのはうちだけではないところもありまして、全部が全部網羅的にできるかというのはないのですけれども、戻れば、ある程度のものはお答えできるかもしれません。
- 相田主査代理 そうですか。影響の大きさという意味では、精緻な数字でなくてもいいのですけれども、その検針対象がどれぐらいの規模であるかということをお教えいただければと思います。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい。
- 東海主査 後日、お調べいただいでよろしいでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい。調べてみます。
- 東海主査 よろしくお願ひします。ほかにございますか。
- 北委員 そういう意味では、ここに出ている数字というのは、それぞれのレベルでの数なのでしょうか。末端のエンドユーザの数のものと事業者側のものが入り混じっているということでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) そうですね。入り混じっていますね。
- 北委員 それが分かるようにしていただければと思います。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) はい、分かりました。
- 相田主査代理 基本的にNTT東西から見た契約の数に近いものでしょうか。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) そうです。
- 相田主査代理 その回線と言っているものが、当然1契約で 10 回線とかいうようなものもあるかもしれませんが。
- 東日本電信電話株式会社(北村部門長) それでは分かる範囲で、追える範囲で調べてみたいと思います。

○東海主査 よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。では、1点だけ、私から。今日、NTT東日本の方が代表でお話しされましたけれども、西固有のご事情等はございませんでしょうか。

○西日本電信電話株式会社(池富担当部長) 基本的には、ユーザ対応、事業者対応ともに同じように共同施策を進めておりますので、本日載っている内容に関してはありません。

○東海主査 ありがとうございます。

概ね予定した時間が参りましたので、今日はこれで終わりとさせていただきたいと思ひます。この委員会、何らかの報告をまとめるということではなくて、利用者や事業者の方々に大きな影響を与えるマイグレーション問題について、そのステップを時宜に適ったときに確認をさせていただくという作業をするということで、そのような意味では、今回はまだ手前の段階ではありながらも、よいご報告いただけたなという感じがいたしてあります。

それでは、次の、今度はまた適切な時期に確認をさせていただきますが、そのあたり。

○石谷課長補佐 次回の開催につきましては、現在のところまた未定でございます。開催予定決まり次第、また改めて事務局よりご連絡させていただければと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○東海主査 ありがとうございます。第10回会合、終了でございます。ご苦勞さまでございました。

《以上》